

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
【本編】	【本編】
Ⅲ 主要行等監督上の評価項目	Ⅲ 主要行等監督上の評価項目
Ⅲ－２ 財務の健全性等	Ⅲ－２ 財務の健全性等
Ⅲ－２－３ リスク管理	Ⅲ－２－３ リスク管理
Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理	Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理
Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）	Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）
Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点 （１）不良債権管理態勢等 （略） （２）不良債権に係る厳正な自己査定及び償却・引当等 （略） （３）不良債権の健全債権化 ① （略）	Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点 （１）不良債権管理態勢等 （略） （２）不良債権に係る厳正な自己査定及び償却・引当等 （略） （３）不良債権の健全債権化 ① （略）

改正案	現行
<p>② 企業再生に当たっては、<u>中小企業活性化協議会</u>、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、<u>私的整理ガイドライン・中小企業の事業再生等に関するガイドライン</u>に沿った私的整理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応を実施しているか。</p> <p>③ （略）</p> <p>（４）不良債権の流動化 （略）</p> <p>（５）危険債権以下の債権に対する取組み （略）</p>	<p>② 企業再生に当たっては、<u>中小企業再生支援協議会</u>、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドラインに沿った私的整理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応を実施しているか。</p> <p>③ （略）</p> <p>（４）不良債権の流動化 （略）</p> <p>（５）危険債権以下の債権に対する取組み （略）</p>
<p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p>	<p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p>
<p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>	<p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>
<p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p>
<p>Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第19条の2及び第19条の3関係）</p>	<p>Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第19条の2及び第19条の3関係）</p>
<p>（１）一般的な留意事項</p>	<p>（１）一般的な留意事項</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。</p> <p>イ. 中小企業（小規模事業者を含む。以下この⑥において同じ。）の経営支援に関する取組み方針</p> <p>ロ. 中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家・外部機関等との連携を含む。）の状況</p> <p>ハ. 中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）</p> <p> a. 創業・新規事業開拓の支援</p> <p> b. 成長段階における支援</p> <p> c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援</p> <p>ニ. 地域の活性化に関する取組状況</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 上記ハ及びニの取組状況については、地域経済の成長や活性化に資する取組み等を具体的に記載しているか確認する。</p> <p>(注3) 「外部専門家」とは、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等をいう。</p> <p>(注4) 「外部機関」とは、地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、<u>よろず支援拠点</u>、JETRO、JBIC、地域</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。</p> <p>イ. 中小企業（小規模事業者を含む。以下この⑥において同じ。）の経営支援に関する取組み方針</p> <p>ロ. 中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家・外部機関等との連携を含む。）の状況</p> <p>ハ. 中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）</p> <p> a. 創業・新規事業開拓の支援</p> <p> b. 成長段階における支援</p> <p> c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援</p> <p>ニ. 地域の活性化に関する取組状況</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 上記ニの取組状況については、地域経済の成長や活性化に資する取組み等を具体的に記載しているか確認する。</p> <p>(注3) 「外部専門家」とは、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等をいう。</p> <p>(注4) 「外部機関」とは、地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、JETRO、JBIC、<u>地域経済活性化支援機</u></p>

改正案	現行
<p>経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業活性化協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」について、各金融機関の自主的な判断により記載事項を追加することを妨げるものではない。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」について、各金融機関の自主的な判断により記載事項を追加することを妨げるものではない。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>
<p>Ⅲ－３－２－４－３ 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従い、以下のとおり区分する開示対象についても、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業</p>	<p>Ⅲ－３－２－４－３ 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従い、以下のとおり区分する開示対象についても、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企</p>

改正案	現行
<p>の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (略)</p> <p>(2) 危険債権 (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>特に、実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注5)には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注1・2) (略)</p> <p>(注3) <u>中小企業活性化協議会又は株式会社整理回収機構が策定支援</u></p>	<p>業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (略)</p> <p>(2) 危険債権 (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>特に、実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注5)には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注1・2) (略)</p> <p>(注3) <u>中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)</u>又</p>

改正案	現行
<p>した再生計画、<u>中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画、(小規模事業者の債務減免等を含まない計画であって同ガイドライン第三部4.(4)②口及びハのみを満たす計画を除く)</u>、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第16項)をいう。)に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等(株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と判断して差し支えない。</p> <p>(注4・5) (略)</p> <p>(4) 要管理債権 (略)</p> <p>(5) 正常債権 (略)</p>	<p>は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第16項)をいう。)に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等(株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と判断して差し支えない。</p> <p>(注4・5) (略)</p> <p>(4) 要管理債権 (略)</p> <p>(5) 正常債権 (略)</p>
<p>Ⅲ－3－3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p>	<p>Ⅲ－3－3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p>

改正案	現行
<p>Ⅲ－３－３－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p>	<p>Ⅲ－３－３－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p>
<p>Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 取引関係の見直し等の場合の説明</p> <p>借手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り</p>	<p>Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 取引関係の見直し等の場合の説明</p> <p>借手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り</p>

改正案	現行
<p>得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか（Ⅲ－１０－２（<u>3</u>）参照）。</p> <p>ロ．ハ．（略）</p> <p>（6）・（7）（略）</p>	<p>得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか（Ⅲ－１０－２（<u>2</u>）参照）。</p> <p>ロ．ハ．（略）</p> <p>（6）・（7）（略）</p>
<p>Ⅲ－４ 金融仲介機能の発揮</p>	<p>Ⅲ－４ 金融仲介機能の発揮</p>
<p>Ⅲ－４－１ 基本的役割</p> <p>金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下Ⅲ－５までにおいて同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等（注１）に努めることが求められる。</p> <p>特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 64 条の規定（注 2）の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを先延ばしすることなく最大</p>	<p>Ⅲ－４－１ 基本的役割</p> <p>金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下Ⅲ－５までにおいて同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等（注 1）に努めることが求められる。</p> <p>特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 64 条の規定（注 2）の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも</p>

改正案	現行
<p>限支援していくことも求められる（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅲ－５－１を参照）。</p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本金借入金（注３）や出資等も活用し、顧客企業の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」で示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（Ⅲ－９－２参照）。</p> <p>（注１）～（注３） （略）</p>	<p>求められる（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅲ－５－１を参照）。</p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本金借入金（注３）や出資等も活用し、顧客企業の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」で示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（Ⅲ－９－２参照）。</p> <p>（注１）～（注３） （略）</p>
<p>Ⅲ－５ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p>	<p>Ⅲ－５ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p>
<p>Ⅲ－５－１ 基本的考え方</p> <p>顧客企業（個人事業主を含む。以下同じ。）の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該企業の経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用し、経営再建計画の策定支援、貸付けの条件の変更等を行った後の継続的なモニタリング、経営相談、指導といったコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の主体的な</p>	<p>Ⅲ－５－１ 基本的考え方</p> <p>顧客企業（個人事業主を含む。以下同じ。）の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該企業の経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用し、経営再建計画の策定支援、貸付けの条件の変更等を行った後の継続的なモニタリング、経営相談、指導といったコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の主体的な</p>

改正案	現行
<p>取組みに向けた自助努力を、最大限支援していくことが求められている。</p> <p>特に、貸付残高が多いなど、顧客企業から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、顧客企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような顧客企業と主要行等双方の取組みが相乗効果を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、顧客企業の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p> <p>主要行等のコンサルティング機能は、顧客企業の経営課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。<u>その際、業況悪化の未然防止や早期改善等の観点から、顧客企業の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要である。</u>以下に主要行等に期待される顧客企業に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び主要行等、さらには顧客企業の認識の共有に資するため、本来は、顧客企業の状況や主要行等の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではな</p>	<p>取組みに向けた自助努力を、最大限支援していくことが求められている。</p> <p>特に、貸付残高が多いなど、顧客企業から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、顧客企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような顧客企業と主要行等双方の取組みが相乗効果を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、顧客企業の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p> <p>主要行等のコンサルティング機能は、顧客企業の経営課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。以下に主要行等に期待される顧客企業に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び主要行等、さらには顧客企業の認識の共有に資するため、本来は、顧客企業の状況や主要行等の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではな</p>

改正案	現行
<p>いことに留意する必要がある。</p> <p>(1) <u>日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</u></p> <p>① <u>経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め・予兆管理</u></p> <p>顧客企業の財務情報や各種の定性情報を基に、顧客企業の経営の目標や課題を把握する。</p> <p>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、顧客企業の経営の目標や課題を分析し、顧客企業のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客企業の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力 ・外部環境の見通し ・顧客企業の関係者（取引先、<u>信用保証協会</u>、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢 ・金融機関の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等） ・金融機関の財務の健全性確保の観点 <p><u>また、顧客企業が取り得るソリューションが多いことから、主要行等が顧客企業の経営者の目線に立って丁寧に対話し、その経営判断をサポートすることが重要である。そのため、主要行等は、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある状況（以下、Ⅲ-</u></p>	<p>いことに留意する必要がある。</p> <p>(1) <u>経営課題の把握・分析等</u></p> <p>① <u>経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め</u></p> <p>顧客企業の財務情報や各種の定性情報を基に、顧客企業の経営の目標や課題を把握する。</p> <p>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、顧客企業の経営の目標や課題を分析し、顧客企業のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客企業の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力 ・外部環境の見通し ・顧客企業の関係者（取引先、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢 ・金融機関の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等） ・金融機関の財務の健全性確保の観点

改正案	現行
<p><u>5において「有事」という。）へ移行する兆候があるかどうか継続的に把握することにも努める。なお、顧客企業における平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、事業環境や社会環境の変化に伴い段階的に生じることが十分に想定される。そのため、主要行等は、必要に応じて、自ら有事への段階的移行過程にあることを認識していない者を含めた顧客企業に対し、有事への段階的な移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけていく。</u></p> <p>② 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進 顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できていない場合も含め、<u>経営の目標や課題への認識を深めるよう適切に助言し、顧客企業がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。また、必要に応じて、他の金融機関、信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</u></p> <p>(参考) 中小企業である顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては、当該顧客企業に対し、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の活用を促していくことも有効である。</p> <p>(2) 最適なソリューションの提案 顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、顧客企業の立場に立って適時に最適なソリューションを提案す</p>	<p>② 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進 顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、顧客企業がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。<u>顧客企業の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</u></p> <p>(参考) 中小企業である顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては、当該顧客企業に対し、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の活用を促していくことも有効である。</p> <p>(2) 最適なソリューションの提案 顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、顧客企業の立場に立って適時に最適なソリューションを提案す</p>

改正案			現行		
<p>る。その際、必要に応じて、他の金融機関、信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>また、今後、顧客企業を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能なソリューションについても積極的に情報提供を行う等、顧客企業の状況の変化の兆候を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促す。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第 31 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下、同じ。）との連携を図ることも有効である。</p>			<p>る。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第 26 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下、同じ。）との連携を図ることも有効である。</p>		
(参考) 顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)			(参考) 顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)		
顧客企業の ライフステージ 等の類型	金融機関が提案する ソリューション	外部専門家・外部 機関等との連携	顧客企業の ライフステージ 等の類型	金融機関が提案する ソリューション	外部専門家・外部 機関等との連携

改正案			現行		
創業・新事業開拓を目指す顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。 ・公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援 ・地方公共団体の補助金や制度融資の紹介 ・地域経済活性化支援機構との連携 ・地域活性化ファンド、企業育成ファンドの組成・活用 	創業・新事業開拓を目指す顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。 ・公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援 ・地方公共団体の補助金や制度融資の紹介 ・地域経済活性化支援機構との連携 ・地域活性化ファンド、企業育成ファンドの組成・活用
成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。 ・海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。 ・事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援 ・JETRO、JBIC等との連携による海外情報の提供・相談、現地での資金調達手法の 	成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。 ・海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。 ・事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援 ・JETRO、JBIC等との連携による海外情報の提供・相談、現地での資金調達手法の

改正案			現行		
		紹介等			紹介等
経営改善が必要な顧客企業 (自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。 ・貸付けの条件の変更等。 ・新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、新規の信用を供与。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援（顧客企業の理解を得つつ、顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む）。定量的な経営再建計画の策定が困難な場合には、簡素・定性的であっても実効性のある課題解決の方向性を提案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士、税理士、経営指導員・<u>よろず支援拠点</u>・<u>中小企業活性化協議会</u>・<u>知財総合支援窓口</u>等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用） ・他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援 	経営改善が必要な顧客企業 (自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。 ・貸付けの条件の変更等。 ・新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、新規の信用を供与。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援（顧客企業の理解を得つつ、顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む）。定量的な経営再建計画の策定が困難な場合には、簡素・定性的であっても実効性のある課題解決の方向性を提案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士、税理士、経営指導員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用） ・他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援

改正案			現行		
<p>事業再生や業種転換が必要な顧客企業</p> <p>(抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業活性化協議会</u>等との連携による事業再生方策の策定 ・<u>中小企業の事業再生等に関するガイドライン</u>第三部に定める<u>再生型私的整理手続の実施</u> ・事業再生ファンドの組成・活用 ・<u>再生系サービス</u>の活用 	<p>事業再生や業種転換が必要な顧客企業</p> <p>(抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>等との連携による事業再生方策の策定(新設) ・事業再生ファンドの組成・活用(新設)
<p>事業の持続可能性が見込まれない顧客企業</p> <p>(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等の申込みに対しては、機械的にこれに応ずるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該顧客企業の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>中小企業の事業再生等に関するガイドライン</u>第三部に定める<u>廃業型私的整理手続の実施</u> ・慎重かつ十分な検討と顧客企業の納得性を高めるための十分な 	<p>事業の持続可能性が見込まれない顧客企業</p> <p>(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等の申込みに対しては、機械的にこれに応ずるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該顧客企業の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行う。 	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慎重かつ十分な検討と顧客企業の納得性を高めるための十分な説明を行った上で、税理士、弁護士、サービス等との連携により顧客企業の債務

改正案			現行		
等に悪影響が見込まれる先など)	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、債務整理等を前提とした顧客企業の再起に向けた適切な助言や顧客企業が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理等への協力を含め、顧客企業自身や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施。 ・その際、顧客企業の納得性を高めるための十分な説明に努める。 	説明を行った上で、税理士、弁護士、サービサー等との連携により顧客企業の債務整理を前提とした再起に向けた方策を検討	等に悪影響が見込まれる先など)	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、債務整理等を前提とした顧客企業の再起に向けた適切な助言や顧客企業が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理等への協力を含め、顧客企業自身や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施。 ・その際、顧客企業の納得性を高めるための十分な説明に努める。 	整理を前提とした再起に向けた方策を検討
事業承継が必要な顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつ、M&Aのマッチング支援、相続対策支援等を実施。 ・MBOやEBO等を実施する際の株式買取資金などの事業承継時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・引継ぎ支援センター ・M&A支援会社等の活用 ・税理士等を活用した自社株評価・相続税試算 ・信託業者、行政書士、弁護士を活用した遺言信託の設定 	事業承継が必要な顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつ、M&Aのマッチング支援、相続対策支援等を実施。 ・MBOやEBO等を実施する際の株式買取資金などの事業承継時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・M&A支援会社等の活用 ・税理士等を活用した自社株評価・相続税試算 ・信託業者、行政書士、弁護士を活用した遺言信託の設定
<p>(注1) この図表の例示に当てはまらない対応が必要となる場合もある。例えば、金融機関が適切な融資等を実行するために必要な信頼関係の構築が困難な顧客企業（金融機関からの真摯な働きかけにもかかわらず財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応が見られない</p>			<p>(注1) この図表の例示に当てはまらない対応が必要となる場合もある。例えば、金融機関が適切な融資等を実行するために必要な信頼関係の構築が困難な顧客企業（金融機関からの真摯な働きかけにもかかわらず財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応が見られない顧客企業、反社会的勢力との関係が疑われる顧客企業など）の場合は、金融機関の財務の健全性や業務の適切な運営の確保の観点を念</p>		

改正案	現行
<p>顧客企業、反社会的勢力との関係が疑われる顧客企業など) の場合は、金融機関の財務の健全性や業務の適切な運営の確保の観点に置きつつ、債権保全の必要性を検討するとともに、必要に応じて、税理士や弁護士等と連携しながら、適切かつ速やかな対応を実施することも考えられる。</p> <p>(注2) 上記の図表のうち「事業再生や業種転換が必要な顧客企業」に対してコンサルティングを行う場合には、中小企業の再生支援のために、以下のような税制特例措置が講じられたことにより、提供できるソリューションの幅が広がっていることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再生税制による再生の円滑化を図るための特例（事業再生ファンドを通じた債権放棄への企業再生税制の適用） ・合理的な再生計画に基づく、保証人となっている経営者による私財提供に係る譲渡所得の非課税措置 <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>(2) に掲げるソリューションのうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、金融機関と顧客企業、必要に応じて他の金融機関、<u>信用保証協会</u>、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（金融機関から提案されたソリューションが顧客企業、必要に応じて他の金融機関、<u>信用保証協会</u>、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該ソリューションを織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p>	<p>頭に置きつつ、債権保全の必要性を検討するとともに、必要に応じて、税理士や弁護士等と連携しながら、適切かつ速やかな対応を実施することも考えられる。</p> <p>(注2) 上記の図表のうち「事業再生や業種転換が必要な顧客企業」に対してコンサルティングを行う場合には、中小企業の再生支援のために、以下のような税制特例措置が講じられたことにより、提供できるソリューションの幅が広がっていることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再生税制による再生の円滑化を図るための特例（事業再生ファンドを通じた債権放棄への企業再生税制の適用） ・合理的な再生計画に基づく、保証人となっている経営者による私財提供に係る譲渡所得の非課税措置 <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>(2) に掲げるソリューションのうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、金融機関と顧客企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（金融機関から提案されたソリューションが顧客企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該ソリューションを織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p>

改正案	現行
<p>経営再建計画は、顧客企業が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、顧客企業が自力で策定することが望ましい。その際、金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、(2)に掲げるソリューションを適切に織り込んでいるか等について、顧客企業と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、顧客企業が自力で経営再建計画を策定できない場合や<u>主要行等の積極的な関与が有効であると考えられる場合には、顧客企業の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む。）する。その際、顧客企業の経営改善に寄与する内容となるよう、顧客企業の置かれた状況を十分に踏まえた計画策定支援を行う。</u>また、金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小企業の人員や財務諸表の作成能力等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、顧客企業の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。<u>また、主要行等が、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用して金融機関が資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善の計画（基本的な事項に関する経営改善計画、以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に顧客企業</u></p>	<p>経営再建計画は、顧客企業が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、顧客企業が自力で策定することが望ましい。その際、金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、(2)に掲げるソリューションを適切に織り込んでいるか等について、顧客企業と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、顧客企業が自力で経営再建計画を策定できない<u>やむを得ない理由があると判断される場合には、顧客企業の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む。）する。その際、金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</u></p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小企業の人員や財務諸表の作成能力等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、顧客企業の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。</p>

改正案	現行
<p><u>のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。</u></p> <p>(注1)顧客企業に対し貸付けの条件の変更等を行った場合であっても、経営再建計画や課題解決の方向性が、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に該当する場合には(該当要件については、本監督指針Ⅲ-3-2-4-3銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。)、当該経営再建計画や課題解決の方向性に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。</p> <p>(注2)仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる(Ⅲ-3-2-4-3銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと)。</p> <p>② 新規の信用供与</p> <p>積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件の変更等を行った顧客企業から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが顧客企業の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。</p> <p>③ <u>経営改善・事業再生支援に関する積極的な取組み等</u></p> <p><u>主要行等は、自身が主たる取引金融機関である顧客企業に対しては丁寧に対話を行ったうえで実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等</u></p>	<p>(注1)顧客企業に対し貸付けの条件の変更等を行った場合であっても、経営再建計画や課題解決の方向性が、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に該当する場合には(該当要件については、本監督指針Ⅲ-3-2-4-3銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。)、当該経営再建計画や課題解決の方向性に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。</p> <p>(注2)仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる(Ⅲ-3-2-4-3銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと)。</p> <p>② 新規の信用供与</p> <p>積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件の変更等を行った顧客企業から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが顧客企業の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。</p> <p>③ 事業再生支援に関する<u>主体的・継続的な関与</u></p>

改正案	現行
<p><u>に積極的に取り組んでいく。</u></p> <p><u>また、上記のほか、貸付残高が少ない顧客企業や、保全されている債権の割合が高い顧客企業、信用保証協会の保証付き融資の割合が高い顧客企業に対しても、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて早めに他の金融機関や信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に取り組んでいく。</u></p> <p><u>なお、主要行等が顧客企業の主たる取引金融機関である場合において、当該主要行等が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該顧客企業の事業再生支援を行うときは、当該主要行等が主体的かつ継続的に関与していく。</u></p> <p>(4) 顧客企業等との協働によるソリューションの実行及び進捗状況の管理 顧客企業や連携先とともに、ソリューションの合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働してソリューションを実行する。</p> <p>ソリューションの実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、ソリューションの実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。</p> <p><u>特に、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用しつつ、基本的経営改善計画の策定を金融機関が支援した場合には、当該金融機関が率先して当該計画の進捗状況について適切にモニタリングを行う。</u></p> <p><u>また、顧客企業へ貸付けを行っている金融機関が複数存在することを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関や信用保証協会と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。</u></p>	<p>主要行等が<u>中小企業</u>の主たる取引金融機関である場合において、当該主要行等が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該<u>中小企業</u>の事業再生支援を行うときは、当該<u>地域金融機関</u>が主体的かつ継続的に関与していく。</p> <p>(4) 顧客企業等との協働によるソリューションの実行及び進捗状況の管理 顧客企業や連携先とともに、ソリューションの合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働してソリューションを実行する。</p> <p>ソリューションの実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、ソリューションの実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。</p> <p><u>特に、顧客企業へ貸付けを行っている金融機関が複数存在することを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。</u></p>

改正案	現行
<p>なお、進捗状況の管理を行っている間に、ソリューションの策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行しているソリューションについて見直しの要否を顧客企業や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を顧客企業が認識できるよう適切な助言を行った上で、ソリューションの見直し（経営再建計画の再策定を含む。）を提案し、顧客企業や連携先と協働して実行する。</p> <p>（注）ソリューションの実行に当たっては、上記（3）③にも留意する。</p>	<p>なお、進捗状況の管理を行っている間に、ソリューションの策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行しているソリューションについて見直しの要否を顧客企業や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を顧客企業が認識できるよう適切な助言を行った上で、ソリューションの見直し（経営再建計画の再策定を含む。）を提案し、顧客企業や連携先と協働して実行する。</p> <p>（注）ソリューションの実行に当たっては、上記（3）③にも留意する。</p>
<p>Ⅲ－５－２ 主な着眼点</p> <p>以上を踏まえ、各主要行等が顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮に関する取組みを組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について、以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各主要行等において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）営業店における人材やノウハウの不足の補完や自金融機関における経営資源の有効活用のために、本部による営業店支援態勢の整備に努めているか。例えば、営業店が顧客企業との日常的・継続的な関係を通じて</p>	<p>Ⅲ－５－２ 主な着眼点</p> <p>以上を踏まえ、各主要行等が顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮に関する取組みを組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について、以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各主要行等において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）営業店における人材やノウハウの不足の補完や自金融機関における経営資源の有効活用のために、本部による営業店支援態勢の整備に努めているか。</p>

改正案	現行
<p><u>把握した経営状況・経営課題（有事への移行の予兆を含む）等について、本部と当該内容を共有し、必要に応じて営業店と本部が一体となって実効性ある支援に取り組むなど、適切な役割分担のもとで、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを提供するための態勢整備に努めているか。</u></p> <p>（３）個々の顧客企業の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、顧客企業に密着して、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを、顧客企業の立場に立って提案し、実行支援しているか。<u>また、顧客企業の有事への移行の予兆を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促すための態勢整備に努めているか。</u>その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。</p> <p>（４）自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、<u>よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等</u>）、信用保証協会、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必</p>	<p>（３）個々の顧客企業の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、顧客企業に密着して、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを、顧客企業の立場に立って提案し、実行支援しているか。その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。</p> <p>（４）自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、JETRO、JBIC、<u>地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等</u>）、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必</p>

改正案	現行
<p>要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。取引金融機関として、<u>外部専門家・外部機関等や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用して顧客企業の事業再生支援を行う場合には、積極的な対応をしているか。</u>また、取引金融機関は、仮に顧客企業の事業再生が困難であると判断した場合には、<u>外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえ必要な支援を行っているか。</u>また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p><u>加えて、主たる取引金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して顧客企業の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか。</u></p> <p>(注) 具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。金融機関に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。</p> <p>また、金融機関が保有する顧客企業の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。</p> <p>(5) コンサルティング機能の発揮に関する取組みを支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努め</p>	<p>要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。<u>主たる取引金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して顧客企業の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか。</u>特に、<u>主たる取引金融機関は、仮に顧客企業の事業再生が困難であると判断するに際しては、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえているか。</u>また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p>(注) 具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。金融機関に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。</p> <p>また、金融機関が保有する顧客企業の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。</p> <p>(5) コンサルティング機能の発揮に関する取組みを支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努め</p>

改正案	現行
<p>ているか。また、そうしたノウハウや各種の情報を収集・蓄積するとともに、営業店と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6) 職員のモチベーションの向上に資するため、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮に関する取組みを業務上の評価（営業店の評価を含む。）に<u>適正に反映しているか。</u></p> <p>(7) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、コンサルティング機能を発揮するための態勢が整備されていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて推進態勢を改善・充実していくなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。</p> <p><u>(8) 主要行等が、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用して基本的経営改善計画の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止に留意しつつ、当該支援施策の活用が真に顧客企業のニーズに合致したものであることを確認する態勢にあるか。また、策定する基本的経営改善計画が、顧客企業の経営改善に効果的な内容となるよう顧客企業の置かれた状況を十分に踏まえた内容となっているか。</u></p>	<p>ているか。また、そうしたノウハウや各種の情報を収集・蓄積するとともに、営業店と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6) 職員のモチベーションの向上に資するため、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮に関する取組みを業務上の評価（営業店の評価を含む。）に<u>適正に反映するよう努めているか。</u></p> <p>(7) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、コンサルティング機能を発揮するための態勢が整備されていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて推進態勢を改善・充実していくなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。</p> <p>(新設)</p>
<p>Ⅲ－９ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等</p>	<p>Ⅲ－９ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等</p>

改正案	現行
<p>Ⅲ－９－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 経営陣は、ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への取組方針等を<u>明確に</u>定めているか。また、ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応・<u>経営者以外の第三者の個人連帯保証に関する適切な見直し（Ⅲ－１０－２（２）参照）</u>を含む。）</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（<u>中小企業活性化協議会等</u>）と十分連携・協力するよう努めているか。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>Ⅲ－９－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 経営陣は、ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への取組方針等を<u>明確化に</u>定めているか。また、ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応を含む。）</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（<u>中小企業再生支援協議会等</u>）と十分連携・協力するよう努めているか。</p> <p>(8) (略)</p>
<p>Ⅲ－１０ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p>	<p>Ⅲ－１０ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p>

改正案	現行
<p data-bbox="152 212 412 240">Ⅲ－１０－１ 意義</p> <p data-bbox="152 308 1108 675">一般に、多くの中小企業（個人事業主を含む。）においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資においては、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。</p> <p data-bbox="152 694 1108 917">また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスや、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかとこの指摘があることに鑑み、金融機関には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。</p> <p data-bbox="152 936 1108 1204">こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（平成 22 年 12 月 24 日公表）において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</p> <p data-bbox="152 1224 1108 1343">また、令和 2 年 4 月 1 日に施行された改正民法において、事業に関与していない第三者による個人保証についての意思確認手続を求めることとされた。金融機関においては、前段の趣旨を踏まえて保証契約を締結する際には、</p>	<p data-bbox="1128 212 1388 240">Ⅲ－１０－１ 意義</p> <p data-bbox="1128 308 2085 675">一般に、多くの中小企業（個人事業主を含む。）においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資においては、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。</p> <p data-bbox="1128 694 2085 917">また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスを失わせたり、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかとこの指摘があることに鑑み、金融機関には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。</p> <p data-bbox="1128 936 2085 1204">こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（平成 22 年 12 月 24 日公表）において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</p>

改正案	現行
<p data-bbox="152 212 853 244"><u>改正民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。</u></p> <p data-bbox="152 309 495 341">Ⅲ－１０－２ 主な着眼点</p> <p data-bbox="168 405 1084 485">(１) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</p> <p data-bbox="208 501 1106 963">個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。また、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、<u>民法に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え</u>、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。</p> <p data-bbox="199 979 1106 1059"><u>(参考 1)</u> 信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について (抄、平成 18 年 3 月 31 日中小企業庁ウェブサイト)</p> <p data-bbox="266 1075 1106 1251">(前略) 中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度(略)について、平成 18 年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件については、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、原則禁止とします。</p> <p data-bbox="266 1267 1106 1347">ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。(中略)</p>	<p data-bbox="1128 309 1471 341">Ⅲ－１０－２ 主な着眼点</p> <p data-bbox="1144 405 2060 485">(１) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</p> <p data-bbox="1184 501 2083 916">個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。また、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。</p> <p data-bbox="1176 979 2083 1059"><u>(参考)</u> 信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について(抄、平成 18 年 3 月 31 日中小企業庁ウェブサイト)</p> <p data-bbox="1243 1075 2083 1251">(前略) 中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度(略)について、平成 18 年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件については、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、原則禁止とします。</p> <p data-bbox="1243 1267 2083 1347">ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。(中略)</p>

改正案	現行
<p>1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</p> <p>2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合</p> <p>3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）</p> <p><u>（参考2）民法における保証契約の取扱い（公証人による保証意思確認 手続）</u></p> <p><u>第465条の6</u> <u>（公正証書の作成と保証の効力）</u> <u>事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。</u></p> <p><u>第465条の9</u> <u>（公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外）</u></p>	<p>1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</p> <p>2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合</p> <p>3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>前三条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。</u></p> <p><u>1 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者</u></p> <p><u>2 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者</u></p> <p><u>イ 主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者</u></p> <p><u>ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者</u></p> <p><u>ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者</u></p> <p><u>ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者</u></p> <p><u>3 主たる債務者（法人であるものを除く。以下この号において同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者</u></p> <p><u>(2) 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、Ⅲ－１０－１の意義にある指摘に鑑み、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>(3) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進</p> <p>保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、<u>Ⅲ－１０－１の意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか（Ⅲ－９－２参照）。</p> <p>(注) Ⅲ－３－３－１－２（１）、（２）、（３）、（６）、（７）も参照のこと。</p>	<p>現行</p> <p>(2) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進</p> <p>保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、<u>上記意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか（Ⅲ－９－２参照）。</p> <p>(注) Ⅲ－３－３－１－２（１）、（２）、（３）、（６）、（７）も参照のこと。</p>
<p>Ⅲ－１０－３ 監督手法・対応</p> <p>金融機関による上記取組みについては、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、</p>	<p>Ⅲ－１０－３ 監督手法・対応</p> <p>金融機関による上記取組みについては、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、</p>

改正案	現行
<p>適切に取り組む必要がある。また、これらの取組みに当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（Ⅲ－３－３－１参照）。</p> <p><u>加えて、事業に関与していない第三者と個人保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。</u></p> <p>こうした取組み態勢・取組み状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>適切に取り組む必要がある。また、これらの取組みに当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（Ⅲ－３－３－１参照）。</p> <p>こうした取組み態勢・取組み状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>